

東京都立文京高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校内外を問わず、適切な対応を行う。
- (2) 全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、校内に学校いじめ防止対策委員会を設置し、未然防止の観点から全教職員が一体となり継続的な指導を行う。
- (3) 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営連絡協議会を学校サポートチームと位置付け、学校と地域、家庭、スクールカウンセラーが組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等が受けているいじめに、適切かつ迅速に対処する。

イ 所掌事項

- 校内のいじめに関する事項
- 校外で発生した本校生徒に関わるいじめに関する事項
- いじめの未然防止に関する事項
- 関係諸機関との連携に関する事項

ウ 会議

定例職員会議開催日に毎月1回の定例委員会を開催し、学校内外でのいじめの状況について確認する。

エ 委員構成

委員会の構成は以下のとおりとする。

校長、副校長、保健総務部主任、生徒部担当者、各学年主任、養護教諭

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校と協力していじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等が受けているいじめに適切かつ迅速に対処できるよう学校を支援する。

イ 所掌事項

- 本校のいじめに関する指導に係る支援に関する事項

- 校内のいじめに関する事項
- 校外で発生した本校生徒に関わるいじめに関する事項
- いじめの未然防止に関する事項

ウ 会議

年3回の学校運営連絡協議会及びいじめ発生時に開催する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会の構成員とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 始業式、終業式等の全体集会において、いじめが悪質な行為であることを説明するとともに、生命の尊さについて理解させる。
- イ 学級担任が行う個人面接のみならず、部活動顧問による面談においてもいじめについて取り上げ、複数の教職員に相談しやすい環境を整える。
- ウ 各教科で人権に関する内容や生命の尊さに関する内容を取り扱うときに、いじめ防止についての授業計画を立案する。
- エ 新学期にはスクールカウンセラーによる全員面接を早期に完了し、いじめを受けた生徒や、いじめの加害者になった生徒に対する相談体制を構築する。
- オ 生徒会の活動方針の中にいじめ防止を謳い、生徒を通じていじめ防止について取り組ませる。

(2) 早期発見のための取組

- ア 学年会において、毎回生徒のいじめに関する情報共有を行い早期発見に努める。
- イ 学級担任によるいじめ防止の観点からの面談を、4月、10月、2月に実施する。
- ウ スクールカウンセラーとの面談方法を4月に周知し、気軽に相談を行う環境を整備する。
- エ 学級担任は、5月、11月、3月にいじめ発見チェックシートを全員に対して行う。
- オ 生徒部は毎朝の校門指導において生徒の様子を観察し、また養護教諭は保健室に来室する生徒について観察を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ防止対策委員会を緊急に招集し、情報の整理を行うとともに、保護者と連携し被害生徒の身柄を確保する。
- イ スクールカウンセラーとの連携により被害生徒の状況を正確に把握し、指導計画を策定する。
- ウ 学校いじめ防止対策委員会が中心となり、学年団、学級担任との連携により加害生徒の状況を正確に把握し、指導計画を策定する。
- エ 不安や風評が生徒間に広がらないよう、必要に応じて学年集会や全校集会を開催する。
- オ 重大事態への発展を念頭に、巣鴨警察署と緊密に連携する。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害を受けた生徒の生命の安全を最優先するため、当該生徒を保護者及び教職員により保護する。
- イ スクールカウンセラーと連携し、被害生徒の心のケアを行うとともに、保護者には必要に応じて医療機関への受診を促す。
- ウ 被害を受けた保護者の心のケアを、スクールカウンセラーと連携し行う。

- エ 学校いじめ防止対策委員会が中心となり、全教職員の協力を得て、加害生徒の指導方法を決定し実行するとともに、いじめを通報した生徒の安全を確保する。
- オ 被害生徒の状況により、巣鴨警察署への通報を迅速に行い、被害生徒、加害生徒、通報した生徒の安全対策を講じる。

5 教職員研修計画

- (1) 第1学期にはいじめ防止に関する研修会を、また第2・3学期には各学年の事例に基づく事例研修会を実施する。
- (2) 人権教育プログラムに記載された人権課題「子供」に関わる部分について、教職員に周知徹底を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学年最初の保護者会において、本校のいじめ防止基本方針の確認を行うとともに、学年団及び担任を中心とした相談体制、スクールカウンセラーの活用方法を確認する。
- (2) いじめ未然防止及び発生時に適切に対応するため、PTA役員会と連携を密に図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめの未然防止及び発生時に適切かつ迅速に対応するため、折戸協和町会と学校運営に関する情報交換を密に行う
- (2) 児童相談所、各自治体の子供支援センターなどからの通報に対し、学校いじめ防止対策委員会を中心に情報を迅速に収集し対応する。
- (3) いじめ発生の状況に応じ、巣鴨警察署への通報を迅速に行うとともに、学校いじめ防止対策委員会を中心に連携した対応を取る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 基本方針については、学校評価アンケート、学校運営連絡協議会、学校いじめ防止対策委員会において見直しを行い改善を図る。
- (2) 学校評価アンケートの質問項目に以下の内容を加える。
 - ア 生徒向け
 - Q 本校教職員のいじめ防止に対する指導は、生徒に分かりやすく行われているか。
 - イ 保護者、地域向け
 - Q 本校のいじめ未然防止に対する考え方、保護者、地域に十分周知されているか。
 - ウ 共通
 - Q いじめ未然防止に対する指導は、適切に行われているか。
- (3) その他、改善に関する指導・助言を受けた場合には、学校いじめ防止対策委員会で検討し改善を図る。